

議案第 19 号

かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

第 1 条 かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「前 4 項」を「前各項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議長、副議長及び議員が議会又は委員会等に出席したときは、費用弁償として 1 日につき 1, 000 円を支給する。

第 2 条 かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 議長の項中「334, 000 円」を「385, 000 円」に改め、
同表副議長の項中「285, 000 円」を「328, 000 円」に改め、同

表議員の項中「269,000円」を「310,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条による改正後のかすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に初めてその期日を告示されるかすみがうら市議会議員一般選挙において選出されるかすみがうら市議会議員の任期の開始する日から適用する。